

佐渡市地球温暖化対策実行計画 (第4期)

(案)

令和4年4月 策定
(令和7年〇月 改定)
佐 渡 市

※改定による追加部は赤字で記載

目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(4) 新潟県及び佐渡市の状況	5
2. 事務事業編	6
(1) 基本的事項【事務事業編】	6
(2) 温室効果ガスの排出状況【事務事業編】	7
(3) 温室効果ガスの排出削減目標【事務事業編】	9
(4) 目標達成に向けた取組【事務事業編】	10
3. 区域施策編	16
(1) 基本的事項【区域施策編】	16
(2) 温室効果ガスの排出状況【区域施策編】	18
(3) 温室効果ガスの排出削減目標【区域施策編】	18
(4) 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策【区域施策編】	19
(5) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項【区域施策編】	22
4. 進行管理	25
(1) 計画推進体制	25
(2) 取組状況の公表	25
5. 参考資料	25

■改訂履歴

改訂年月	改定内容
平成 19 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 1 期）策定
平成 24 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 2 期）策定
平成 29 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 3 期）策定
令和 2 年 2 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 3 期）改定
令和 4 年 4 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 4 期）策定
令和 7 年〇月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 4 期）改定

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.06	0.56	▲47%	▲27%
HFC等4ガス（フロン類）		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

出典：環境省「地球温暖化対策計画」

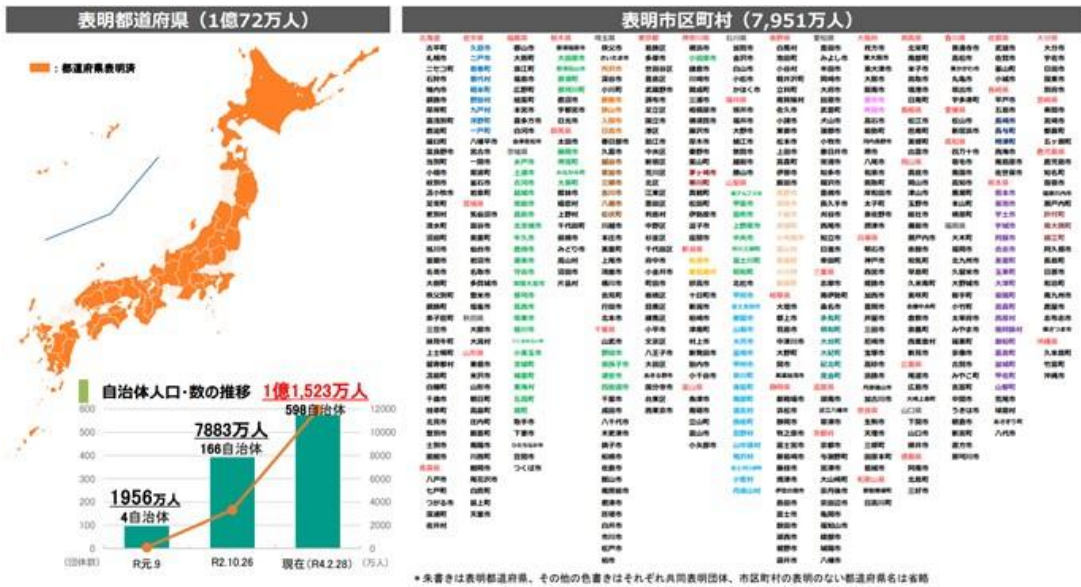
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共

団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。



2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

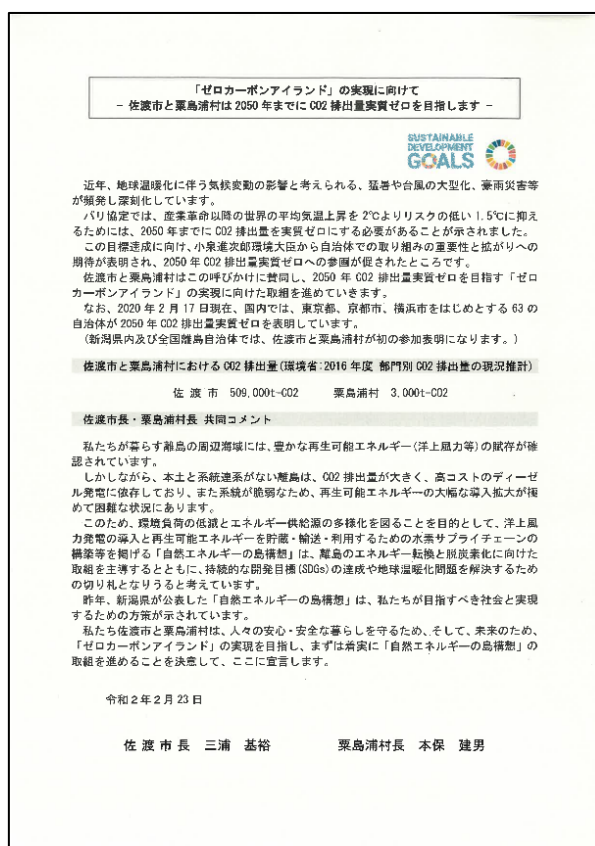
出典：環境省「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

(4) 新潟県及び佐渡市の状況

2019 年 2 月、新潟県は東北電力株式会社との包括連携締結にあわせて「自然エネルギーの島構想」を発表しました。佐渡島と粟島において、再生可能エネルギーの導入拡大により、地域経済の活性化や防災力の向上、そして豊かな自然環境の維持を図り、持続可能な循環型社会の実現を目指すことを目的としています。その後具体的な取組や方策の整理・検討を経て、2022 年 3 月にとりまとめ結果が公表されました。

2019 年の「自然エネルギーの島構想」発表を受け、2020 年 2 月に、佐渡市と粟島浦村は共同で、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の離島版として、「ゼロカーボンアイランド」の宣言を行いました。



ゼロカーボンアイランド宣言

2021 年には、社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて「ローカル SDGs 佐渡島宣言」を行い、地域循環共生圏の創造や、生物多様性の保全と持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいくことを世界に発信しました。

また同年には、国が示す「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2050 年ゼロカーボン実現に向け、2030 年までに集中して脱炭素の施策を行う「脱炭素先行地域」にも申請を行い、関係者と連携しての地域の脱炭素化と、これを活用した地域活性化、地域課題の解決に向けた施策を推進しているところです。

2. 事務事業編

(1) 基本的事項【事務事業編】

ア 目的

佐渡市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、佐渡市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

イ 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、市の全ての事務・事業とします。ただし、市が指定管理者制度により管理委託した施設における事務・事業は対象としません。

ウ 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐に渡り、算出が困難であるため、二酸化炭素のみとします。

エ 計画期間

事務事業編は、地球温暖化対策計画に即して 2022 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、他の計画との調整も含め、必要に応じて、期間中であっても計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	2013	…	2021	2022	2023	…	2026	…	2030
期間中の事項	基準 年度			計画 開始					目標 年度
計画期間									

計画期間のイメージ

オ 上位計画及び関連計画との位置付け

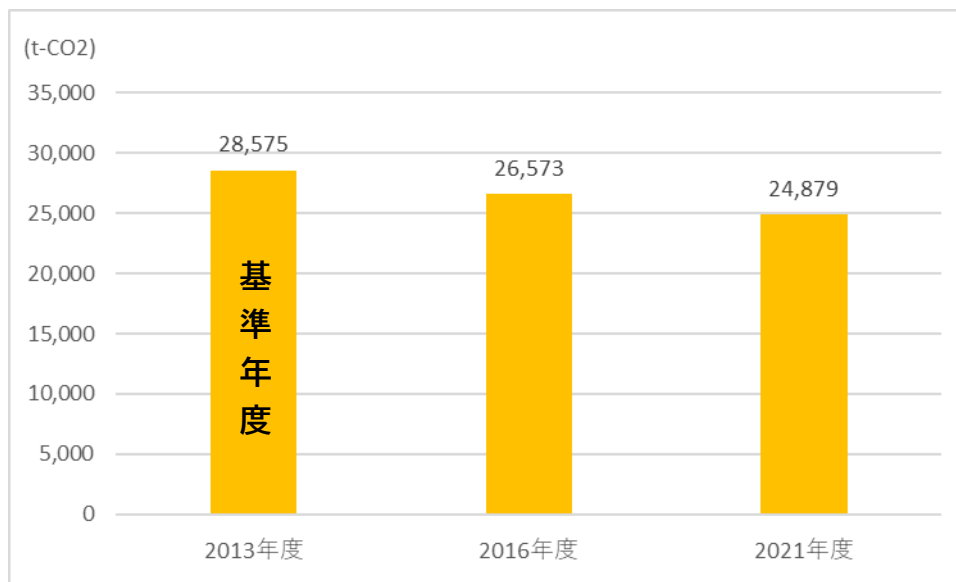
本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画、佐渡市総合計画に即して策定します。

関連する計画については、参考資料に付記します。

(2) 温室効果ガスの排出状況【事務事業編】

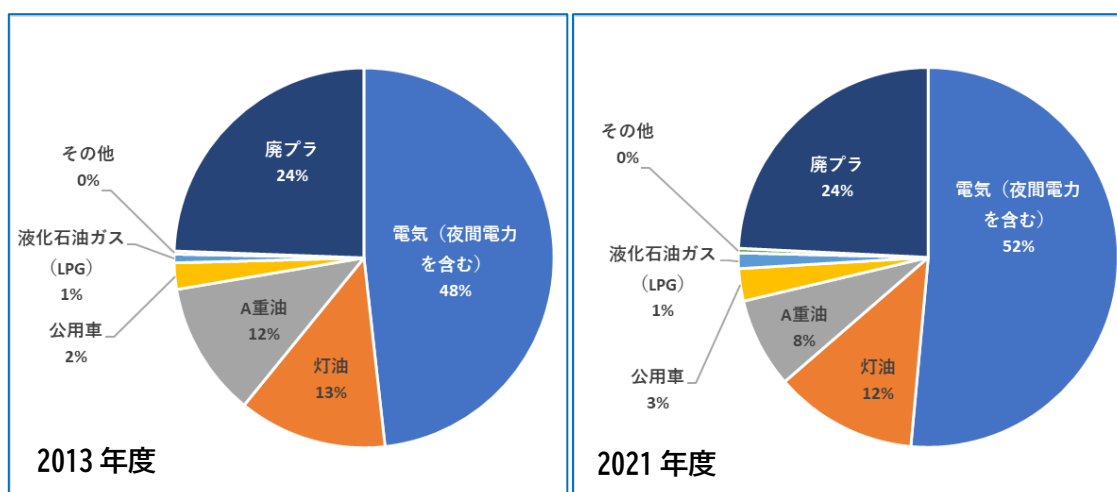
ア 温室効果ガス総排出量

佐渡市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、28,575t-CO₂となっています。



佐渡市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

基準年度におけるエネルギー種別では、電気が全体の 48%を占め、次いで灯油 13%、A 重油 12%、公用車燃料が 2%となっています。また、廃プラスチックの燃焼による温室効果ガス排出量は全体の 24%を占めています。2021 年度の割合では、2013 年度に比べ、主に A 重油の割合が減り、電気が増えています。

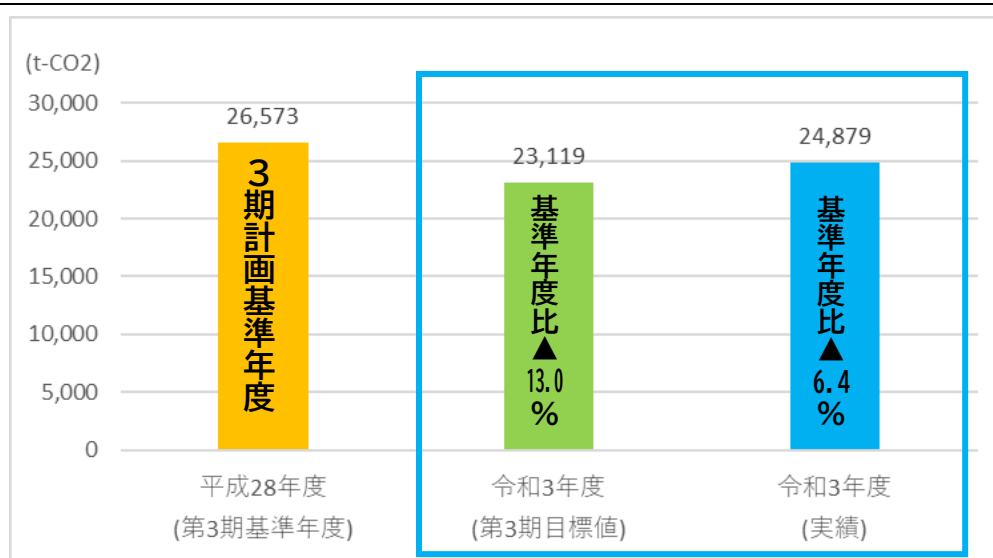


エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (左：2013 年度 右：2021 年度)

イ 第3期計画における二酸化炭素排出量の推移と項目別削減目標達成状況

令和3年度の温室効果ガスにおける二酸化炭素排出量は、第3期計画削減目標値 23,119t-CO₂(平成28年度比 13.0%削減)に対し、24,889t-CO₂(平成28年度比 6.3%削減)となり、第3期計画目標は未達成となりました。項目別の実績では、「灯油」「軽油（公用車以外）」「A重油」が目標を上回る達成、「公用車ガソリン」「ごみ排出量」が概ね達成、それ以外が目標未達となっています。大きく未達となった項目の主な要因としては、以下が考えられます。

ガソリン（公用車以外）……施設の管理体制の変化や新規稼働による影響
 液化石油ガス・都市ガス……両津支所・佐渡島開発総合センターが竣工したことや、気象状況等により、暖房使用量が増加したため



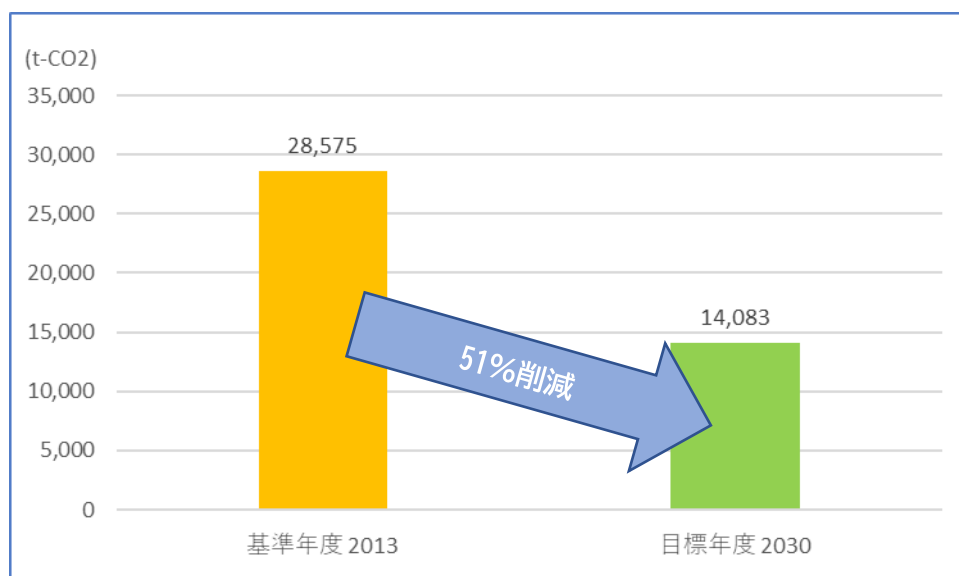
項目	第3期基準年度 (平成28年度)	第3期計画 目標値(基準年度比)	令和3年度 実績(基準年度比)
ガソリン(公用車以外)	2,462L	2,265L(▲8%)	2,776L(+13%)
灯油	1,327,221L	1,234,316L(▲7%)	1,217,115L(▲8%)
軽油(公用車以外)	17,073L	15,707L(▲8%)	13,497L(▲21%)
A重油	799,171L	743,229L(▲7%)	703,201L(▲12%)
液化石油ガス(LPG)	38,945 m ³	35,829 m ³ (▲8%)	54,320 m ³ (+40%)
都市ガス	14,105 m ³	12,977 m ³ (▲8%)	18,122 m ³ (+29%)
電気(夜間電力を含む)	26,253,829kWh	21,003,063kWh(▲20%)	25,007,860kWh(▲5%)
電気自動車	1台	6台	4台
公用車ガソリン	181,243L	166,744L(▲8%)	185,491L(+2%)
公用車軽油	96,327L	88,621L(▲8%)	98,500L(+2%)
ごみ排出量	21,789t	20,046t(▲8%)	20,144(▲8%)

※着色部は目標未達成項目を示す。(1%未満の未達は達成とする)

(3) 温室効果ガスの排出削減目標【事務事業編】

地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は政府実行計画(2030 年度に 2013 年度比 50%削減) に準じて取り組むこととされていることを踏まえ、目標年度(2030 年度)に、基準年度(2013 年度)比で 51%削減することを目標とします。

項 目	基準年度(2013 年度)	目標年度(2030 年度)
温室効果ガスの排出量	28,575t-CO ₂	14,083t-CO ₂
削減率	—	51%



温室効果ガスの削減目標

(4) 目標達成に向けた取組【事務事業編】

ア 省エネルギー等の推進

(ア) 燃料使用量・電気使用量の削減

項目	基準年度使用量 (2013 年度)	削減目標	目標値 (2030 年度)
ガソリン(公用車以外)	2,195 L	24%	1,690L
灯油	1,474,338 L	31%	1,018,924L
軽油(公用車以外)	11,727 L	23%	9,030L
A 重油	1,229,344 L	57%	530,455L
液化石油ガス (LPG)	35,229 m ³	23%	27,126 m ³
都市ガス	13,182 m ³	23%	10,150 m ³
電気(化石燃料由来)	27,345,812 kWh	67%	8,964,546kWh

具体的な取組

- 冷房 28℃、暖房 20℃による室内温度管理を徹底します。
 - ・ 夏季におけるクールビズ（ノーネクタイ、ノー上着、軽装の励行）や秋・冬季におけるウォームビズ（重ね着などの励行）に取り組めます。
- ブラインド等の適切な利用により採光・遮光を効率的に行います。
- 定期的に空調設備のメンテナンスを行います。
- 執務室内のレイアウトを工夫するなど、空調の効率化に取り組めます。
- 庁舎内の一時消灯に取り組めます。
 - ・ 朝は、8 時 30 分に一斉点灯
 - ・ 昼は、12 時から 13 時の間、来庁者窓口を除く庁内一斉消灯
 - ・ 17 時 30 分以降は、時間外勤務を行う職員が、不必要な箇所を消灯
- 昼休みや退庁時など、OA 機器の不使用时（30 分以上使用しない場合など）は電源を切ります。
- ノー残業デーにおける定時退庁を徹底します。
- 深夜電力の有効活用を図ります。
- 電気設備の変更は、省エネルギー型を選択します。
 - ・ トイレや廊下等の照明への人感センサー設置に取り組めます。
 - ・ LED 照明導入のための改修事業に取り組めます。
 - ・ 機具の清掃などにより、照度の効率化を図ります。
 - ・ エネルギー効率の高い設備の導入に取り組めます。
- 事業系施設は、機械の効率的な運転に取り組めます。
- 断熱性の高い構造の導入や自然光の効率的な利用に取り組めます。
- 部分消灯ができるようフロアごとの配線の見直し、または、簡易スイッチの取り付けなどに取り組めます。

- 最大需要電力系（デマンド計）の導入により最大電力使用の抑制に努めます。

（イ）水道使用量の削減

項目	基準年度使用量 (2013 年度)	削減目標	目標値 (2030 年度)
水道使用量	216, 258 m ³	17%	179, 411 m ³

具体的な取組

- 職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、節水に努めます。
 - ・ 洗面所、給湯室での節水に取り組めます。
 - ・ 洗車時は、ホースの先にコックを設置し、こまめに調節します。
- 節水コマなどの節水設備の導入に取り組めます。
- トイレ自動水栓装置・自動洗浄装置、擬音装置などの導入に取り組めます。
- 貯留タンクなど雨水利用設備の導入に取り組めます。

イ 公用車における環境負荷の低減

（ア）電気自動車の導入

項目	基準年度台数 (2013 年度)	導入目標	目標値 (2030 年度)
電気自動車	3 台	25 台	28 台

具体的な取組

- 「佐渡市次世代自動車等率先導入実行指針（令和 2 年 2 月改定）」に基づき、計画的に電気自動車を導入します。
- 公用車の切替え時、または、新規購入時は、保有の必要性を十分考慮し、総保有台数を削減します。切替え時とは、登録 6 年以上経過（軽自動車を含む）あるいは 10 万 km 以上を走った時点をいいます。

（イ）公用車における燃料使用量の削減

項目	基準年度使用量 (2013 年度)	削減目標	目標値 (2030 年度)
ガソリン	162, 824 L	38%	100, 608L
軽油	104, 905 L	23%	80, 777L

具体的な取組

- アイドリングストップなどのエコドライブに取り組めます。
 - ・ 駐車や長時間停車する場合は、車のエンジンを切ります。
 - ・ 急発進、急加速をせず、加減速の少ない運転をします。
 - ・ 不要な荷物を載せません。

- 計画的ドライブに取り組みます。
- エアコンの使用を控えめにします。
- タイヤの空気圧調整など、定期的に点検・整備します。
- 走行時の二酸化炭素の排出削減に資する部品・物品の装着・導入に取り組みます。

(ウ) 自動車利用の抑制

具体的な取組

- 公共交通機関の利用の促進に取り組みます。
- 近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
- 近距離通勤での自動車の使用自粛やノーマイカーデーの実施などに取り組みます。

ウ 廃棄物の発生抑制・リサイクル

(ア) 庁舎・施設などからの廃棄物の削減

具体的な取組

- 「ごみ箱から古紙ゼロ運動」をさらに推進します。
- 古紙の発生抑制
 - 電子決裁など電子データの使用によりペーパーレス化を図ります。
 - 職員一人ひとりが紙類を大切に使うよう心がけ無駄な紙の使用を抑制します。
 - 資料はできるだけ1枚（最小限）での作成を徹底します。
 - 不必要な資料は「作らない・渡さない・求めない」を徹底します。
 - 資料の簡素化を徹底し、印刷冊子などは配布先、印刷部数を精査し削減します。
 - 電子メールや掲示板、回覧板を積極的に活用します。
 - コピーやプリンター印刷では、両面コピー、両面印刷の徹底及び集約印刷の効果的利用を行います。
 - ミスコピーの防止に努めます。
 - 資料の小さなミスは手書きで補い、再コピーをしないようにします。
- 古紙の再利用
 - 使用済み封筒の再利用を徹底します。
- 古紙のリサイクル
 - 古紙回収箱を設置し、品目ごとの分別・収集を徹底します。
 - 廃棄書類や図書などの再資源化を行います。
 - 機密書類の廃棄はシュレッダーを利用し、リサイクルに努めます。
- 市が実施するイベントでのごみ減量化に取り組みます。
- 商品の過剰包装を断ります。
- 各部署で物品の在庫管理を徹底し、重複調達や期限切れ廃棄などの防止を徹底します。
- 事務用品の再利用を推進するとともに、使い捨て製品の調達を自粛します。

- 分別を徹底するため、種類ごとの回収ボックスを設置します。
- マイボトル、マイバッグ、マイ箸の利用を進めます。

(イ) 市民・事業者などが排出する廃棄物の削減

項目	基準年度使用量 (2013 年度)	削減目標	目標値 (2030 年度)
ごみ排出量	23,349t	26%	17,260t

具体的な取組

- 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）」に基づき、ごみの減量（ごみの発生抑制）に向けた取り組みを推進していきます。
- マイバッグ（買い物袋）の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進、環境にやさしい製品の購入やサービス利用の推進により、廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を高めます。
- 廃棄物に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、社会全体で 3R 活動の推進のための意欲改革を図ります。
- 地域に根差した 3R 活動を推進するため、各主体が連携した活動が促進されるよう必要な情報提供などの支援を行います。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装や紙製容器包装の分別収集に取り組みます。
- 古紙の拠点回収に取り組みます。
- 食品ロス削減などの取組を推進します。

エ 環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達

【目標】

「佐渡市環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 30 年 4 月改定）」に基づき、グリーン購入を推進します。

具体的な取組

- 特定調達品目以外の物品などを調達する場合、エコマークなどの環境ラベリングを参考に、できるだけ環境に負荷の少ない物品などを調達します。
- 公共工事における資材（溶融スラグや地元産材など）、建設機械、工法及び目的物についてもグリーン購入に取り組みます。
- 環境への負荷が少ない物品に関する情報の共有化を図ります。

オ 庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減

（ア）再生可能エネルギーの導入・活用の推進

項目	基準年度 (2013 年度)	導入目標	目標値 (2030 年度)
公共施設への再生エネルギー導入件数	11 件	101 件	112 件

具体的な取組

- 公共施設等への再生可能エネルギー設備の整備を積極的に推進します。
- 廃棄物、廃熱、バイオマス（生ごみ、下水汚泥、木質バイオマス等）、地中熱等の未利用資源の有効利用を推進します。

（イ）庁舎・施設からの汚染物質の削減

具体的な取組

- 有害物質の使用にあたり、排出・排水処理などを確実に実施します。
- 特定フロンなどの使用機器は、定期点検等の適正管理を行い、漏洩防止を図るとともに、廃棄時は特定フロンなどの適切な回収を行います。
- 消火設備の新設・更新時は、人命の安全及び機器などの保護に必要な場合以外、ハロン消火設備を選択しないよう努めます。

（ウ）公共工事の実施における環境配慮

具体的な取組

- 「佐渡市環境基本計画（第 1 次～第 2 次）」に定める開発行為別環境配慮指針に基づいた公共工事の実施に取り組みます。
- 工事の実施にあたっては、資源・エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など、

環境の保全に配慮します。

（工）緑化の推進

具体的な取組

- 公共施設における緑地の適正な管理や生垣・花壇の整備等に取り組みます。

オ 地球温暖化問題に関する職員の意識向上

具体的な取組

- 地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図ります。
- 環境に対する研修会への職員の積極的な参加を図り、職員に対する研修を計画的に実施します。

3. 区域施策編

(1) 基本的事項【区域施策編】

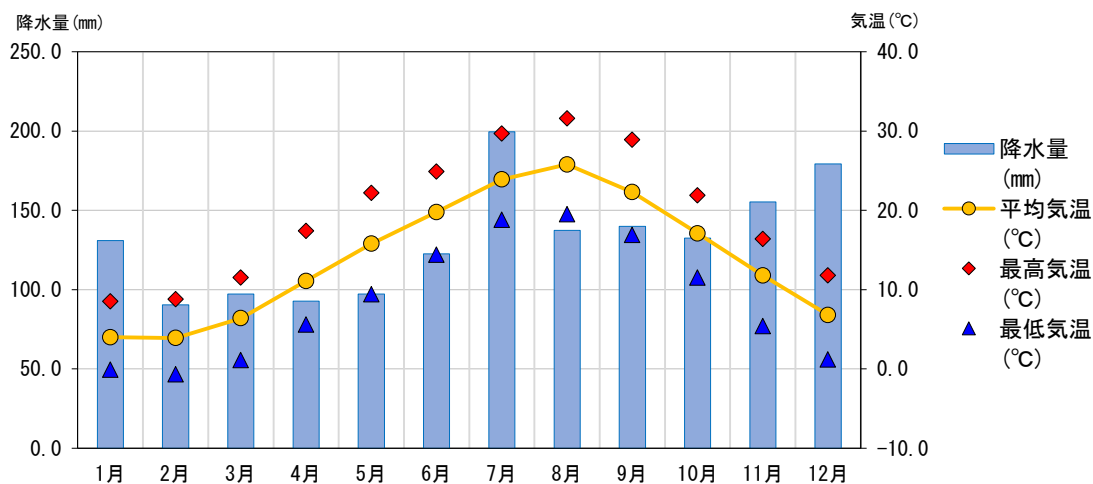
以下に示す本市の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。

ア 地域の概要

本市は、日本海に位置する離島で、航路により新潟市及び上越市と結ばれています。北側の大佐渡山地、南側の小佐渡丘陵及びこれらに挟まれた国中平野によって形成され、東には両津湾、西には真野湾が位置しているほか、新潟県で最大の湖である加茂湖があります。周囲は約 280 キロメートル、面積は約 855 平方キロメートルで、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域で最大の離島です。島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定されており、豊かで美しい自然環境に恵まれています。

イ 気候概況

本市の気候は、新潟県全体と同様に、夏季はフェーン現象によって気温が上昇する一方、冬季は季節風の影響で多量の降雪がもたらされ、長期的に曇天が続く傾向にあります。ただし海流の影響により、新潟県全域の平均と比べると、夏の気温は 1℃程度低く、冬の気温は 1℃程度高くなっています。降水量についても、11 月から 1 月にかけては新潟県全域の平均ほど上昇せず、降雪も少ない傾向にあります。



佐渡市の月別平均気温と降水量

ウ 人口

本市の人口総数は、平成 27 年国勢調査によると 57,255 人であり、昭和 40 年以降、経年的に人口の減少傾向が続いています。なお、新潟県全域と比較しても佐渡市の人口減少

の傾向は大きく、要因として若者の学業・就業に伴う転出等が挙げられます。また、このような減少傾向は将来的にも続くことが予測されています。

年齢階層別にみると、0～14 歳(年少人口)及び 15～64 歳(生産年齢人口)は経年的に減少している一方、65 歳以上(老年人口)は平成 17 年まで増加する傾向にあり、典型的な少子高齢化がみられている状況ですが、平成 22 年国勢調査以降は 65 歳以上も減少に転じています。

各年 西暦	各年	人口総数(人)							備考
		人口総数	男計	女計	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不明	
1965年	1965年(昭和40年)	102,925	48,278	54,647	26,938	65,771	10,216	0	
1970年	1970年(昭和45年)	92,558	43,187	49,371	21,538	59,734	11,286	0	
1975年	1975年(昭和50年)	87,504	41,264	46,240	17,996	56,484	13,021	0	
1980年	1980年(昭和55年)	84,942	40,151	44,791	15,986	54,035	14,921	0	
1985年	1985年(昭和60年)	81,939	38,663	43,276	14,593	50,753	16,592	0	
1990年	1990年(平成2年)	78,061	36,737	41,324	12,619	46,535	18,893	0	
1995年	1995年(平成7年)	74,949	35,460	39,489	10,917	42,855	21,177	0	
2000年	2000年(平成12年)	72,173	34,488	37,685	9,467	39,553	23,149	0	
2005年	2005年(平成17年)	67,386	32,136	35,250	8,069	35,799	23,514	0	
2010年	2010年(平成22年)	62,727	30,017	32,710	7,041	32,515	23,081	0	
2015年	2015年(平成27年)	57,255	27,450	29,805	5,986	28,126	23,060	0	
2020年	2020年(令和2年)	51,970	25,016	26,954	5,265	24,421	22,284	-	将来推計人口
2025年	2025年(令和7年)	46,871	22,655	24,216	4,530	21,366	20,975	-	将来推計人口
2030年	2030年(令和12年)	42,058	20,371	21,687	3,933	18,689	19,436	-	将来推計人口
2035年	2035年(令和17年)	37,629	18,250	19,379	3,412	16,467	17,750	-	将来推計人口
2040年	2040年(令和22年)	33,414	16,200	17,214	2,970	14,265	16,179	-	将来推計人口
2045年	2045年(令和27年)	29,470	14,291	15,179	2,577	12,174	14,719	-	将来推計人口
2050年	2050年(令和32年)	24,970	12,146	12,824	2,039	9,725	13,206	-	将来推計人口

佐渡市の人口(実績・推計)

※S40～H27 年：国勢調査(人口等基本集計結果)、R2～R27 年：日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年度推計), 国立社会保障・人口問題研究所、R32 年：国立社会保障・人口問題研究所により算出された R2～R27 年の将来推計人口の推移にあてはめ算出。

エ 計画期間

計画期間は、地球温暖化対策計画に即して 2022 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、他の計画との調整も含め、必要に応じて、期間中であっても計画の見直しを行います。

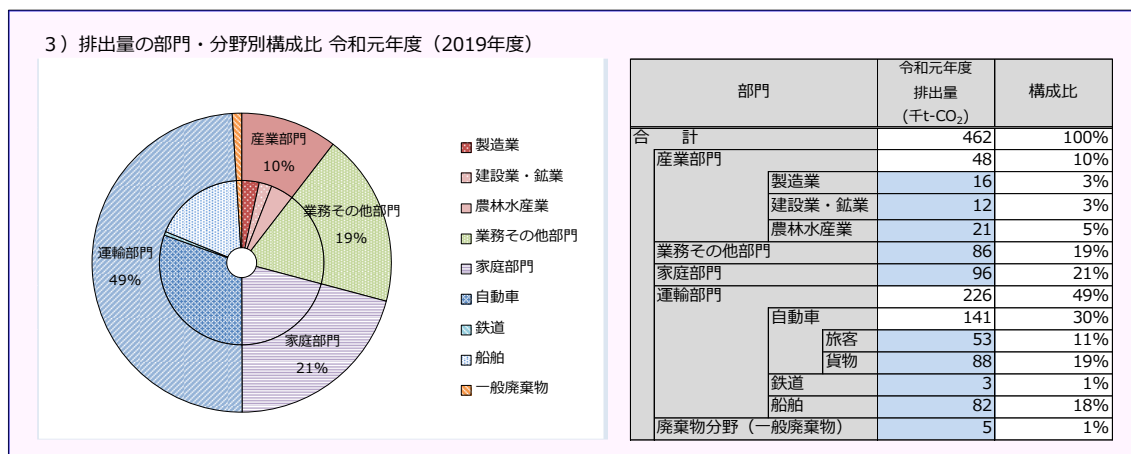
項 目	年 度								
	2013	...	2021	2022	2023	...	2026	...	2030
期間中の事項	基準 年度			計画 開始					目標 年度
計画期間									

計画期間のイメージ

(2) 温室効果ガスの排出状況【区域施策編】

ア 区域の温室効果ガスの現況推計

本市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。



(3) 温室効果ガスの排出削減目標【区域施策編】

ア 目標

政府実行計画を踏まえ、区域施策編で定める総量削減目標の年度は 2030 年度とし、2050 年度のゼロカーボン達成を見据えたものとしします。

目標数値は、佐渡市地域再エネ導入戦略策定検討業務における目標値の推計のうち、人口減少対策により、需要減少に歯止めがかかることを想定したシナリオの数値を踏まえ、下表のとおり設定します。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千 t-CO ₂)	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)	2050 年度 (最終目標)
エネルギー起源 CO ₂	584.2	249.2	57%	186.6
産業部門	77.4	86.0	▲11%	70.5
業務その他部門	120.1	58.2	52%	50.7
家庭部門	135.9	55.5	59%	43.4
運輸部門	250.8	49.6	80%	22.0
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	42.5	33.2	22%	30.3
合計	626.6	282.5	55%	217.0

(4) 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策【区域施策編】

本市では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体等とも積極的に連携し、様々なエネルギー源を組み合わせたベストミックス再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。

(ア)再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査等を通じ、地域の特性を活かし、自然や環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの導入を、官民連携等により促進します。

(イ)再生可能エネルギーの普及促進

自家消費を目的とした太陽光発電設備や蓄電設備、V2H等の導入に対し補助を行うなど、クリーンエネルギーの普及促進に取り組みます。

(ウ)公共施設への再生可能エネルギーの導入推進

災害時において防災拠点・避難所となる公共施設の機能強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、PPAモデルの活用や庁舎のZEB化の検討も含め、公共施設における太陽光発電設備及び蓄電池の導入を推進します。

<取組指標>

指標項目	現況値 (2021年度)	中間目標 (2026年度)	目標 (2030年度)
市内の再生可能エネルギー導入量	5,968kW (2019)	18,495kW	25,653kW
公共施設への再生可能エネルギー導入件数	15件	66件	112件

イ 省エネルギー対策の推進

本市では市民・事業所向けのセミナーや補助制度等を通じて、省エネルギーの取組を推進します。

(ア)省エネルギー行動の推進

市全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人々が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため市が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、セミナー等普及啓発イベントの実施による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

(イ)省エネルギー家電の普及促進

省エネルギー家電の導入に対し補助を行うことで、各家庭の温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、公共施設においても、照明のLED化や空調・給湯設備の高効率化を進め、市全体として省エネルギー化を促進します。

<取組指標>

指標項目	現況値 (2021 年度)	中間目標 (2026 年度)	目標 (2030 年度)
普及啓発イベント の実施(関連イベント での PR 含む)	1 回/年	3 回/年	3 回/年

ウ 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、本市では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

(ア)クリーンエネルギー自動車の導入

公用車の入れ替えに際し、従来の化石燃料を使用する車両から、温室効果ガス排出がより少ない、クリーンエネルギー自動車への移行を推進します。

(イ)電気自動車充電設備の普及

電気自動車を普及させるには、電気自動車のための充電設備が各地に設置されている必要があります。このため、公共施設への再生可能エネルギーを活用した充電設備の導入を進めるとともに、事業者等に対しての補助等を行い、充電設備の設置を促進します。

(ウ)＜取組指標＞

指標項目	現況値 (2021 年度)	中間目標 (2026 年度)	目標 (2030 年度)
公用車への EV 等導入台数	3 台	17 台	28 台
EV 充電器設置数	30 か所	55 か所	65 か所

エ 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

(ア)家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。市としても、市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。

(イ)事業系ごみの減量化・資源化の推進

ごみ総排出量の減量及び資源ごみの分別等を徹底し、ごみの再生利用率を高めます。

＜取組指標＞

指標項目	基準 (2019 年度)	中間目標 (2025 年度)	目標 (2030 年度)
1 人 1 日あたりごみ総排出量	1,111g	1,007g	940g
ごみの再生利用率	18.6%	22.1%	25.0%

(5) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項【区域施策編】

ア 地域脱炭素化促進事業の基本的な考え方

改正された地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項において、市町村は、地方公共団体実行計画の区域施策編を策定する場合、「地域脱炭素化促進事業」の促進に関する事項を定めるよう努めるものとされています。

これは、同事業の対象となる区域と再エネ種を市が設定し、その区域内において事業者が再エネ事業を実施する際、環境配慮や地域への貢献など一定の要件を満たす事業計画を策定した場合に、国や県への許可申請手続き等の一部について、市が代行するという制度です。

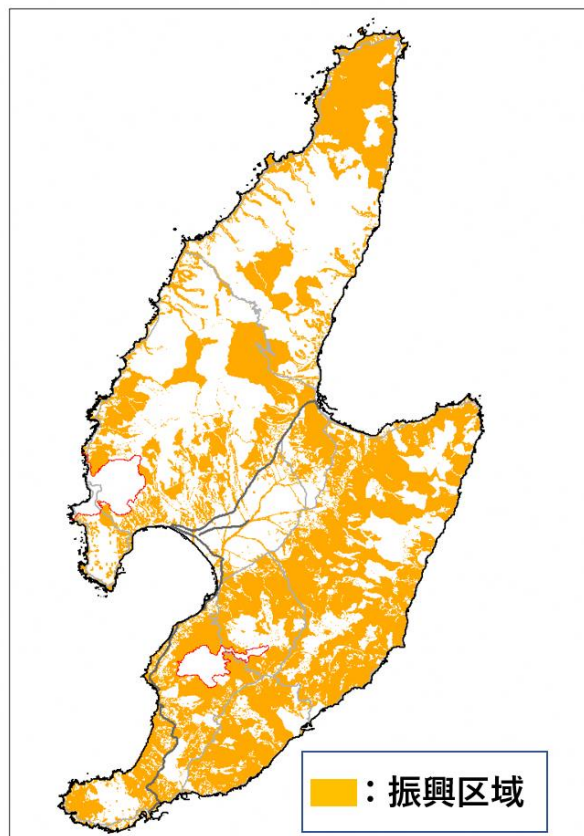
本市においても、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するため、これらを設定するものとします。

イ 地域貢献型再エネ振興区域

地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項第 2 号において定めることとされている地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の名称は、その性質を考慮し、「地域貢献型再エネ振興区域」（以下「振興区域」）とします。本市の定める振興区域の範囲は、以下のとおりです。

- ・ 佐渡市の公共施設及び市有地
- ・ 下記地図の色付き部分

（ただし河川区域については水力発電のみの振興区域とし、それ以外は含めない）



なおこの区域は、ゾーニングを実施し、再生可能エネルギーの導入に関連する法令等を調査、関係者にヒアリングを行い、環境・社会的条件を考慮した上で、国及び県の示す基準に基づき、比較的導入可能性のある区域を抽出・可視化したものであって、区域内での開発行為を無条件に認めるような性質のものではありません。地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、法令上の手続きや地域・関係者との合意形成を適切に実施することが前提です。

振興区域に含めないものとしている区域は以下のとおりです。

振興区域に含めない区域等	参照する法令等
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
自然環境保全地域	新潟県自然環境保全条例
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
保安林	森林法
世界文化遺産「佐渡島の金山」指定範囲及びバッファゾーン	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
新潟県自然環境保全地域	新潟県自然環境保全条例

また、以下の区域等は振興区域に含まれている箇所もありますが、環境・社会的観点から、事業実施にあたっては、法令に従い、地域・関係者との合意形成について特段の配慮を行うものとします。

特段の配慮を行う区域等	参照する法令等
国定公園	自然公園法
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区以外	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
レッドリスト掲載種に係る区域	環境省レッドリスト、新潟県レッドリスト、佐渡市レッドリスト
生物多様性保全上重要な里地里山	環境省重要里地里山選定地
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	環境省重要湿地選定地
生物多様性の観点から重要度の高い海域	環境省重要海域選定地
史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観	文化財保護法
風致地区	都市計画法
新潟県立自然公園	新潟県立自然公園条例

新潟県指定鳥獣保護区	新潟県指定計画書
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
保安林予定森林	森林法
優良農地	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再生可能エネルギー法
港湾	港湾法
航空施設	航空法
防衛施設	防衛省

ウ 振興区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

地球温暖化対策推進法第21条第5項第3号に定める区域における地域脱炭素化促進施設のエネルギー種別及び規模は、ポテンシャル調査の結果を踏まえ、以下のとおりとします。また、これを同条同項第1号に定める地域脱炭素化促進事業の目標値とします。

なお「その他の再エネ種」については、事業提案があった際に個別で検討するものとします。

エネルギー種別	規模・目標
太陽光発電	24,471kW
中小水力発電	1,182kW
バイオマス（木質系）発電	計 160kW
バイオマス（廃棄物系）発電	
その他の再エネ種（風力発電除く）	個別に検討

エ 地域脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、施設の整備を進めるだけでなく、施設整備とあわせての地域脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組をあわせて行うこととされています。地球温暖化対策推進法第21条第5項第4号、第5号イ及びロに定めるこれら取組に関しては、以下のとおりとします。

地域脱炭素化のための取組	- 環境教育等、脱炭素の普及啓発に資する取組 - 脱炭素を活かした観光や産業の高付加価値化、交流人口増加に資する取組
地域の環境の保全のための取組	トキを中心とする佐渡の自然環境と共生する取組
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	- 地域の産業や地元の事業者と連携した取組 - 地域レジリエンスの強化に資する取組

オ 区域の見直し

振興区域は、国や県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

4. 進行管理

(1) 計画推進体制

本計画のうち事務事業編の推進については、別に定める「佐渡市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」によることとします。

区域施策編の推進については、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

(2) 取組状況の公表

本計画の実施状況は、佐渡市の環境や市のホームページを通じて、毎年度市民に公表します。

5. 参考資料

関連計画等一覧

計画名	策定等時期
地球温暖化対策計画（環境省）	令和 3 年（2021 年）閣議決定
新潟県地球温暖化対策地域推進計画	令和 4 年（2022 年）改訂
佐渡市第 2 次環境基本計画	平成 29 年（2017 年）
佐渡市環境物品等の調達の推進に関する基本方針	平成 30 年（2018 年）
佐渡市次世代自動車等率先導入実行指針	令和 2 年（2020 年）改訂
佐渡市一般廃棄物処理計画	令和 3 年（2021 年）
佐渡市総合計画	令和 4 年（2022 年）